

※ 窓口に来た人 ※ 郵便請求をする人	現住所	※ 水俣市内在住で別世帯の人は、委任状（裏面）が必要です。 水俣市外の人は、同一世帯でも委任状が必要です。	氏名	フリガナ 〔 電話番号 〕	※ 本人を確認するもの ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 健康保険証 ☐ その他() ※ 相続人確認 (市民課)				
どなたの証明が必要ですか？ ※ 法人の場合は法人住所・法人名を記入してください	住所	証明年度の 1/1 現在	氏名	フリガナ	M・T・S・H・R 年 月 日生	☐ 所得・課税証明 ☐ 納税証明 ☐ 資産税関係	←必要な証明等にレをつけてください。 標識交付証明書・廃車届済証 水俣市		
	住所	証明年度の 1/1 現在	氏名	フリガナ	M・T・S・H・R 年 月 日生	☐ 所得・課税証明 ☐ 納税証明 ☐ 資産税関係			
	住所	証明年度の 1/1 現在	氏名	フリガナ	M・T・S・H・R 年 月 日生	☐ 所得・課税証明 ☐ 納税証明 ☐ 資産税関係			
種 類	所得・課税・非課税証明 (300 円/通)		納 税 証 明 (300 円/通)		固 定 資 産 税 関 係 (300 円/通)				
証明年度	令和 (令和	年度分 年中分)	令和 (令和	年度分 年中分)	令和 (令和	年度分 年中分)	区 分	必要な物件の所在地を 記入してください	枚数・冊数
区 分	【使用目的】 ☐ 年金請求 ☐ 金融機関提出 ☐ 扶養認定 ☐ 保証人 ☐ 施設入所 ☐ 保育園入所 ☐ 公営住宅（県営・市営） ☐ 奨学金 ☐ 児童手当 ☐ 授業料減免 ☐ 熊本県奨学のための給付金 ☐ 就学支援金申請 ☐ 自立支援申請 ☐ 保健所（特定疾患・その他）（ ） ☐ その他（ ）		☐ 納付証明（恵愛園入所用） ☐ 納税証明書 ☐ 滞納のない証明 【使用目的】 ・金融機関提出 ・入札 ・市営住宅（入居・保証人） ・補助金（ ） ・（ ） 【対象税目】 ☐ 市 県 民 税 ☐ 法 人 市 民 税 ☐ 固 定 資 産 税 ☐ 軽 自 動 車 税 ☐ 国民健康保険税 法人が納税義務者である対象税目の納税証明の場合のみ記入ください 法人番号		☐ 評価証明（一筆毎） 所有物件の 全部 ・ 一部 ☐ 公課証明（税額証明） 所有物件の 全部 ・ 一部 ☐ 資産証明 ☐ 無資産証明 な よ せ ち ょ う ☐ 名寄せ帳 ☐ 償却資産課税台帳記載 事項証明		☐ 地籍図		枚
							☐ 番号図		枚
							☐ 地積 ☐ 測量図		箇所
							☐ 座標一覧		箇所
※ 税 務 課 記入欄	受付	円	受付	円	受付	円	コピー料	円	合 計 円
※ 所得・課税証明の年度について 証明年度の前年 1 月～12 月の所得を表示します			郵便請求について ※郵便で請求する人は、昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください。 ※原則として、納税義務者の住所地に送付されます。 ※申請書の送付先 〒867-8555（住所記載不要） 水俣市税務課 宛て						

委任状（個人用）

代理人（窓口に来る人）

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の証明書等の申請及び受領を委任します。

- ☐ 所得（課税・非課税）証明書
- ☐ 納税（付）証明書・滞納のない証明書
- ☐ 固定資産税課税台帳登録事項証明書
固定資産税名寄帳兼課税台帳閲覧
- ☐ 標識交付証明書・廃車届済証

水 俣 市 長 様

令和 年 月 日

委任者

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

電話番号 _____

※この委任状は、必ず委任者本人が全て自署してください。

※委任の事実を確認する必要がある際は、電話する場合があります。

※委任状の偽造又は偽造した委任状を行使した場合、刑法第 159 条、
第 161 条の規定により罰せられます。

委任状（法人用）

代理人（窓口に来る人）

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の証明書等の申請及び受領を委任します。

- ☐ 納税（付）証明書・滞納のない証明書
- ☐ 固定資産税課税台帳登録事項証明書
固定資産税名寄帳兼課税台帳閲覧
- ☐ 標識交付証明書・廃車届済証

水 俣 市 長 様

令和 年 月 日

委任者

住所（所在地） _____

法人名 _____

代表者職氏名 _____

電話番号 _____

※法人住所・法人名・法人代表者名の記名をお願いします。

※委任の事実を確認する必要がある際は、電話する場合があります。

※委任状の偽造又は偽造した委任状を行使した場合、刑法第 159 条、
第 161 条の規定により罰せられます。